諮問庁:総務大臣

諮問日:平成30年3月29日(平成30年(行個)諮問第60号)

答申日:平成30年10月30日(平成30年度(行個)答申第129号)

事件名:本人からの行政相談内容を供覧した文書等の不開示決定(不存在)に

関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書3ないし文書5に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月9日付け北海総第10号により北海道管区行政評価局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、本件対象保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1)審査請求書

総務省の理由説明書(下記第3)に基づくと、特定年月日A特定曜日特定時間Aに受信したメールは、必ず特定月日に申出受理し、所定の様式に複写することになるから。

他の案件は全て所定の様式に複写した後廃棄しているので、受付しないでそのままに放置しておくと未処理案件として共用ドライブの行政苦情110番メール(仮称)ファイルに本件のみ残ることになる。

所定の様式に複写したものに、処理状況を記載し供覧し保管しておくはずだから。別紙参照。

注:特定職員はファイル名を教えないので、行政苦情110番メール (仮称)としておく。

(2) 意見書

総務省行政評価局行政相談業務室に特定年月日B特定時間Bに送信したメールに回答がないこと及び特定年月日C特定区役所行政相談所特

定行政相談委員経由北海道管区行政評価局に行政相談しても回答がない ことから、行政苦情110番メールで首席行政相談官室に相談したもの です。

開示請求及び審査請求時に初めて、「行政苦情110番メール」では なく「意見要望のメール」だと知った。

行政相談業務室及び首席行政相談官室から,メールの内容が行政評価 局企画課及び北海道管区行政評価局総務課が取り扱うとは聞いていない から。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法の規定に基づき、平成29年12月11日付けで行った「審査請求人が特定年月日Dに総務省ホームページから送信したメールについて、①特定年月日Dに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによるメール及びそのファイル、②当該メールに添付された審査請求人からの行政相談が記載された文書、③審査請求人からの行政相談を供覧した文書、④相談対応票及び⑤その他関係資料一式」(別紙に掲げる文書1ないし文書5。以下「文書1」ないし「文書5」という。)を請求内容とする保有個人情報開示請求に対し、処分庁が平成30年1月9日付けで行った一部開示決定(原処分)を不服として、同月10日付けで提起されたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張はおおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人からの行政相談を供覧した文書に、処理状況を記載し供 覧したものを開示してほしい。

(2)審査請求の理由

総務省の理由説明書に基づくと、特定年月日A特定曜日特定時間Aに受信したメールは、必ず特定月日に申出受理し、所定の様式に複写することになるから。他の案件は全て所定の様式に複写した後廃棄しているので、受付しないでそのままに放置しておくと未処理案件として共用ドライブの行政苦情110番メール(仮称)ファイルに本件のみ残ることになる。所定の様式に複写したものに、処理状況を記載し供覧し保管しておくはずだから。

注:特定職員はファイル名を教えないので、行政苦情110番メール(仮称)としている。

3 諮問庁の意見

(1)審査請求に係る保有個人情報

審査請求人は審査請求書において、「審査請求人からの行政相談を供覧した文書に、処理状況を記載し供覧したもの」と主張しているところ、本件審査請求に係る保有個人情報とは、処分庁が不存在であるため不開示とした以下の3件(本件対象保有個人情報)であると解する。

- ① 審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書
- ② 相談対応票
- ③ その他関係資料一式
- (2) 管区行政評価局等における意見・要望の受付について

管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センター (以下「管区行政評価局等」という。)は、国民からの意見・要望等を 受け付けるためのツールの一つとして、ホームページの中に「ご意見・ ご要望の受付ページ」(以下「受付ページ」という。)を設けており、 閲覧者は、ここから意見要望を送信することができる。

受付ページでは、「申出先の選択」(管区行政評価局等の各所管地域から選択)及び「ご意見・ご要望の分野」(①意見・問合せ、②政策評価所在案内、③情報公開・個人情報保護総合窓口の3種類から選択)の選択内容に応じて、自動的に、送信先となる管区行政評価局等及び担当課室が選択される。原処分において、開示対象となったメールは、「申出先の選択」において「石狩・空知・胆振・日高・小樽」(北海道管区行政評価局が所管する地域)を選択し、かつ「ご意見・ご要望の分野」として「意見・問合せ」を選択して送信されたものであり、この場合、閲覧者が入力したご意見・ご要望の内容は、同局総務行政相談部総務課が受信することとなる。

(3)原処分の妥当性について

審査請求人は、本件対象保有個人情報について、その開示を求めている。

処分庁が原処分において開示したのは、「特定年月日 D に北海道管区 行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによるメール」 及び「当該メールに添付された審査請求人からの質問が記載された文 書」(文書 1 及び文書 2)で、いずれも北海道管区行政評価局総務行政 相談部総務課が受信したものである。

処分庁は、上記文書に記載された質問は、インターネットを使って意見・要望をメールで受け付ける際の様式に係る一般的な質問であり、かつコンピュータ操作に関する技術的な質問のため、行政に対する苦情や意見・要望ではないことから、行政相談事案としては処理しておらず、本件対象保有個人情報について処分庁では作成していないと説明している。

上記文書を確認したところ、当該文書に記載された質問は上記の処分 庁の説明のとおりであり、本件対象保有個人情報を作成していないとす る処分庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

4 結論

以上のことから、処分庁において、本件対象保有個人情報について作成しておらず保有していないことを理由に不開示とした決定は妥当であり、 原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年3月29日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月17日 審査請求人から意見書及び資料を収受

④ 同年10月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、そのうちの文書1及び文書2に記録された保有個人情報については全部開示したが、文書3ないし文書5に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について
- (1)諮問庁の説明の要旨 上記第3の3(3)のとおり。

(2)検討

当審査会において、諮問書に添付された文書 1 及び文書 2 (いずれも写し)を確認したところによると、審査請求人が受付ページを通じてメールで送信した質問内容(文書 2 の「ご意見・ご要望内容」欄に記載されたもの)は、要するに、受付ページを通じて行うメール送信における、送信者の郵便番号や電話番号の表記に関するコンピュータ操作又は処理上の技術的な質問にすぎないと認められるから、処分庁において、このような質問を行政相談事案として処理しなかったことは、不合理な取扱いとはいえない。そうすると、当該質問に関して本件対象保有個人情報は作成されていない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

以上によれば、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するも のではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していない として不開示とした決定については、北海道管区行政評価局において本件 対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。 (第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙

審査請求人が特定年月日Dに総務省ホームページから送信したメールについて,

- 文書 1 特定年月日 D に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人から のインターネットによるメール及びそのファイル
- 文書 2 当該メールに添付された審査請求人からの行政相談が記載された 文書
- 文書3 審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書(本件対象保有個 人情報が記録された文書)
- 文書 4 相談対応票(本件対象保有個人情報が記録された文書)
- 文書 5 その他関係資料一式(本件対象保有個人情報が記録された文書)